慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	内外興信制度の研究（下）
Sub Title	
Author	山崎, 繁樹
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.1015(119)- 1025(129)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のみに止まらず、中立國を經由する獨逸の貨物にも適用せらるゝを以て、米國は直に英國の方針に對して抗議を試み、英國が獨逸を封鎖するも、獨逸附近の中立諸國を經由して、米國に獨逸貨物の輸送せられんとするを妨碍する英國の權利を否認したり。此抗議に對して、英國は漸く七月下旬に至りて、答辯書を送るゝ共に、當初の封鎖令を緩和し、米國が三月一日以前に獨逸に賣却したる綿花は三月三十一日まで中立國を經由して、輸出することを許可し、同時に三月一日以前に代金の支拂を了したる貨物の輸入をも許容したり。而して其後英國は米國をして全然獨逸貨物の供給に缺乏せしむるを不可なりとし、和蘭亞米利加線の航路を指定して、斯る貨物を輸送せしむることゝしたり。英國が此航路を指定したるは、同航路の船舶は海峽附近を通航し、英國艦隊に於て自由に臨檢するを得るが故にして、貨物が米國人の所有に屬し、三月一日以前に代金の支拂はれたること、獨逸駐在米國領事官の面前に於て以上の事實を宣誓することの二條件の下に、獨逸貨物の米國輸送承認せられたる次第なり。而して獨逸貨物がロッテルダムを經由して、米國に輸送せらるゝ時期は始め之を六月一日に限り、後に六月十五日に延期したるが、此期限の近づくに隨ひ、紐育の輸入貿易業者は前途を憂慮し、六月十日會合して、政府に陳情することに決定し、三月一日以前に秋季の需要に應ずる爲め、五千萬弗の商品を註文し、其一部分の到着したる今日、將來の輸送を停止せらるゝことの苦痛に就て力說し、政府亦英國に交渉を開始したるが、英國政府は之を容るゝに至らざりき。

斯の如く米國政府が輸入貿易の制限緩和に努力したる一理由は輸入稅は國庫の收入に於て重要なる地位を占むるの事實に存す。近年米國の租稅收入約七億弗に上り、其三億弗は輸入稅に依て收納せられ、而して獨逸の對米輸入品は製造品なるを以て、多く課稅せられて、收入の源泉たり。最近四年間獨逸貨物は米國輸入品の一割五厘を占め、有稅輸入品のみに就て計算するときとは一割四分五厘を占む。千九百十五年三月一日に終る八箇月間に於ては、米國の獨逸貨物輸入高は前年同時期に於ける一億二千七百萬弗より七千六百萬弗に減少したり。假に輸入稅の平均稅率を二割五分とすれば、八箇月間に一千二百七十五萬弗、一箇年間に一千九百萬弗の輸入稅減收を生ずるの道理にして、更に其以後に於ける如く、輸入貿易に對する制限嚴峻を加へんか、財政上に失う所益大ならざるを得ず。英國の非交通政策が中立國たる米國の權利を蹂躙し、其實利を害するの容易ならざるを知るに足る可きなり。

本編は米國人エドウヰン・ジエー・クラップ氏の著「戰爭の經濟的光景」中の數章を拔萃したるものなり。次號に於ては「獨逸を餓死せしむる政策」、「戰時に於ける特殊の註文品」に就て紹介する所ある可し。

內外興信制度の研究（下）

山崎繁樹

六　類似の興信所

興信所は其職務遂行を容易ならしむる爲めに從來屢次行はれし如く時に他の經濟的目的を有する大なる團躰と併合することあり。即ち此場合には興信所は其團躰の機關となり、而して團躰は之に對して絕へず諸種の報告を與へて援助するのみならず尙之を支配することを得べし。例之佛國に於ては所謂シンヂケートと相關聯し又獨逸に於ては各種の利益團躰にして自ら興信所を起せるものあり。然れども此等の興信所は種々の習慣と直接接觸して經驗を積む能はざるの缺點あり。

「ザクセン」に於ては興信所と同時に起りたる

ものに所謂商工業者保護團躰(Schutzgemeinschaften für Handel und Gewerbe)なるものあり。此團躰の職務とする所は容易に支拂ふこと肯んぜざる債務者に對する債務を取立て、若し滿足なる支拂を得ざる場合には其者の氏名を所謂黑名簿(Schwarzen Listen)に記載し、之を其團躰に屬する各員に通知するものなり。本邦に於ては貸金業者が近年續發せる所謂「高利貸喰」なるもの〻害毒を免れんが爲め其債務者の身許調査を嚴にする必要上之れが專門の與信所を起し定期に內報を發行し、手形の不渡財產の差押等の事項を報告し又は貸金營業者（大正二年十月現在に依れば東京市內及郡部に於ける大小高步貸は五百四十八人を數へ此外に金融會社の高步貸付を業とするもの尠らず）の依賴に應じて債務者の身許を調査し又每年不正債務者を列擧したる債務者便覽を發行して債權者の參考に供せり。

千八百八十二年以來獨逸に於て更に大なる目的を以て起れるものに信用改善協會（Kreditreform vereine)なるものあり。此協會は其範圍殆ど全獨逸を包括する團體にして地方分散の制を採る點に於て中央集注的制度たる大與信所と異なる所あり。即ち出來得る限り廣き範圍に亘りて直接信用を受くる者の地に就きて其必要とする報告材料を蒐集せんとするものなり。此制度に依る時は一協會の會員は他の地に在る人に關しては其地に在る他の協會に就きて自身又は其地に旅行する人を通じて費用を要せずして口頭にて報告を得るの利益あるは疑なき所なり。

與信所集注制度の缺點とする所は其調査報告が一旦總て本部の手を經るものなるが故に、間接迂回的となり、隨て一片の形式的報告に陷り易く且審問あるに際して一々其場所に就き調査することなく、屢次以前の記錄に依賴し過ぐるの危險あり。然れども信賴するに足る大與信所に於ては此種の危險少なきのみならず、却て與信所集注制度に依るときは、あらゆる各種の信用取引の報告を一ケ所又は二三の場所に集注し得るの大利益を收むるを得べし。且絕へず種々の報告入り來るを以て、多くの審問を時を移さず直に回報し得べし、(米國に於けるブラッドストリート與信所ダン・コムパニー及獨逸に於けるヴェ・シムメルプフェング與信所の如き是なり)。然れども小與信所に在りては大與信所に於けるが如く客觀的に事件を處理する能はざるのみならず、且其資力乏しくして、與信事務に必須の通報機關を備ふる能はず、又斯かるものの中には屢次信賴するに足らざる與信所あるは最も注意すべし。斯の如く與信所の組織は大なるを以て利益となせども之には自ら限度ありて、其限度に達したる後は、素より其組織を大にするも其業に對して實益なきものなり。

協同的信用通信は彼の保護團體及信用改善協會に於けるが如く、若し手工業者の如き小企業家に關する調査を以て其職務となすに於ては非常に有益なる制度と云ふべし。即ちこは地方分散的與信制度を完全に行ふものにして、且又此制度たるや、本來正當なる協同的信用通信制度に於てのみ其効を奏するものなり。然れども此場合注意を要するは此種の信用通信の制度は何等の防禦を有せざる小企業家の存立如何に關するものなるを以て其局に當るものは須らく十分の注意と良心とを以てせざる可からざること是なり。即ち彼の秘密黑名簿の可否に就ては多少の疑なきに非ざれども、若し之を行ふ場合には唯、情狀酌量の餘地なき惡意の債務不履行者に付きてのみ罰則として適用すべきものなり。實業家に非ざるもの〻結婚其他家族上の事件に就ては與信所は之に干與せざるを可とす。こは實際今日多數の與信所の現に採る所の原則なりとす。

紐育市には製造業者協會（Association of Manufacturer）なるものあり、之は製造家と需要者とを密接せしむる主義目的の下に設立されたるものなるが故に單に信用調査のみならず總て製造家の便利になるべき事項の調査に任じ例之「ブラジル」へ製造品を送らんとする製造家あらば其運賃諸掛同地の稅關に於ける關稅等を取調べ報告を爲すものにして現在三十人の會員は何れも各地方の製造家中屈指の者なり、本協會の一局に信用調査課を設く是即ち興信所なり。同市に內國信用調査人協會（National Association of Credit Man）の本部あり各都府に支部を置き書記タイピスト等は常に會の事務を執り會員は合衆國に在る信用調査人及信用調査人の組織せる小團體より成れるが此信用調査人即ち「クレヂット・マン」は多年「セールス・マン」又は「コレクター」として各地の商店に從事し各種商人の支拂の良否、營業狀態等に通曉せるものにして合衆國に於ける大抵の商店にては特別の經驗を有する此「クレヂットマン」を一名又は數名使用し地方より註文を受けたる時は其註文主の請求通り送付すべきや或は減額すべきやを鑑定せしめ且其金高をも決定せしむる場合多く又大商店大會社に在りては社長其他重役は大體の裁決營業の方針等は素より自身の任ずべき所なるも內外の事務多忙なれば細密なる調査は之れを爲すの暇なく夫々調査の部課を設け長を置き之に「クレヂットマン」なる專門家を配屬せしめて信用調査に遺漏なからんことを期せり、而して「クレヂットマン」は信用調査協會又は內國信用調査人協會に加入し互に智識の交換を爲して常に見聞を廣むることに勉め居れり。斯かる目的の下に形造られたる內國信用調査人協會なる大團體は信用調査に關する材料の蒐集を爲し又信用調査報告の頒布等に對する現在の方法の當否改正の要否等に就きて相談をなす外更に進

んで善良なる債權者債務者に取りて不利益なる法律ある時は其改正を政府に請願する事もあるなり。

又クレヂットマンを使用する商店會社にて一方信ずべき興信所にも夫々加入し絕へず其回報を得て之を參考し又クレヂットマンの參考に供し及ぶ限りの方法に依りて損害の豫防を講じつゝあるは信用調査の實に容易ならざることを熟知し又興信所の報告たるものは自己の取調べに對する參考に供すべきものにして其商行爲に對する指針の全部に非ざることを能く了解し居るが爲めなり。

以上の外米國には小賣商人の興信所あり主として小賣商間に組織せる協會にして普通興信所の如く信用錄を發行するも一般の信用錄の如く財產高を登載せず、只臺帳の經驗を基礎として顧客の支拂狀態を調査するものにして協會の各組合商店は臺帳に依りて得意先の支拂の良否を協會に報告し協會は該報告を取纏めて信用錄を編纂するの仕組なり。尙近年米國の銀行は信用調査部を設け各自取引先商人の信用調査に從へり、元來銀行が直接信用を調査するは人の權利を侵害するものなり又侵害せざるも銀行の商略上得意の感情を害するが如きは甚だ不得策ならずやと云ふ議論の爲に行惱み居たりし事なるが紐育の銀行が申合せて斷行し今日は各銀行盛に其調査部を置くことゝなれり、而して其執る所の事務は「ブラッドストリート」「ダン」兩興信所の報告書、得意先自身の陳述書、他銀行の其人に關する說或は同業商人の說其得意先に關する新聞記事の切抜等信用調査に關する材料を蒐集し整理して必要の場合に直に引出し得る便に備ふるにあり、我國第一流の銀行の中にも近時之に倣へるものあり。又米國の重なる都市に於ける各銀行は信用交換所の如きものを設置し組合銀行は其得意先に就き各調査したる所を提供

し之を集めて Common Opinion Book となし以て同一得意に對する各銀行の調査觀察を比較し其信用及財產の狀況を最眞に近き點迄知るを得しめつゝあり、我國に於ても京濱間の各組合銀行は信用調査に關する事項に就き互に講究する目的を以て近時信用調査講究會なるものを組織せるあり。信用調査の甚だ緊要にして而も事頗る容易ならざるを覺ひ得らるべし。尙又米國に手形交換所の銀行調査なるものあり、上來說明せるものは自己の爲にのみ他人を調査するものなれども此仕組は稍其趣を異にし各組合銀行の爲に手形交換を安全ならしむると共に被調査銀行へも忠告を與ふる與信所兼公共檢査人の如きものなるが手形交換の同盟に加入し其特典を享有せる銀行が交換所の任命せる檢査人に依りて檢査を受ける意見を實行するに至りしは、全く「シカゴ」市の「ウオルシユ」銀行の失敗に基くものにして即ち一九〇六年に至り「シカゴ」手形交換所組合銀行は此計畫を樹て一分課を置き事務を施行するに至れり、而して該課は各銀行の一般の狀態其資產の性質及平常事務の有樣を調査し、其銀行に忠告を與ふると共に各組合銀行に警戒を與ふるものにして、此檢査より得る利益の特筆すべきものは、商略及意見の誤謬は機宜に適する訂正を得べく、猜忌は除去せらるべく、自他の業務の事情を知らざる銀行間に存する狐疑不信を去りて尊敬と信用とを生ずべく、一層密接に且完全に調和せる關係を形成し維持し得るの點に在り。

七　國際貿易に於ける與信制度

與信制度中特に重要にして、而も至難の問題は國際貿易に於ける與信制度なりとす。近時國際貿易が異常の發達を遂げたると共に、信用授與の危險は更に一層增大したるが故に一般信用通信の事は特に重大なる意義を有するに至れり、獨逸に於ては其商品の海外輸出を增進せんとするの必要よりして特に此問題は世人の注意を惹き特に熱心にして乍併無責任なる代理業者が獨逸產業を直接外國實業家と聯絡せんとする活發なる努力の爲めに、信用取引に伴ふ上述の危險は殆ど其頂上に達せり。尤も一國輸出業者は其必要に應じ自國商工業の利益の公の代表者たる領事館の手を經て無料にて外國商人の信用の調査を依賴するの途ありと雖も、此方法によりて實際其目的を適當に達する能はざるは、斯かる要求の領事館に山積せらるゝを以て知るべし。加之領事が個人の信用程度の主觀的判斷の事に從事するが如きは其國家機關たる本質に違ふものと云ふべし。若し斯かる信用調査にして不正確又は誤謬なることあらんか一國領事の體面を汚損するに至るべし。此等の危險は本職たる領事たると名譽領事たるとを問はず之を免る能はざるものにして、蓋し前者にありては領事自ら事業に從事するもの有らざるが故に其眞相を知るに難かるべく、又後者にありては領事自ら一定の職業を有するが故に精密なる調査に從事する能はず且時に自己の職業上の利害に反する場合あるを以て共に滿足なる報告を與ふること能はるざべし。

近時領事館附屬の又は獨立せる「在外國商業會議所」(Handelskammern im Auslande) を與信機關として自國輸出貿易の爲めに利用せん事を提議するものあり。勿論此事は其國貿易を利すべしと雖も之に依りて夥しき信用調査に關する要求に滿足を與ふるは是亦期待し難きのみならず、斯かる半官的機關に依りて信用調査に臨むが如きは最も愼しむべきことなりとす。蓋し個人的企業心こそ斯かる事業に最も克く適當するものにして且又實際貿易場裡に於て益々成功するに至るべきものなり。米國ブラッドストリート及ダン・コムパニーの兩與信所獨逸シュメルプフェング與信所英國セイド其他の大與信所等

は既に諸外國に其支店を設置し就中プラッドストリート興信所の內外國の支店の數は百七八十箇所に及び紐育の本店のみにて事務員の數六百人を超ゆるの盛況なり。尙各國興信所は相互間に連絡を設けて國際的信用通知の目的を達しつゝあり。今日輸出貿易に從事するものは自ら外國興信所の回報依賴者たるか又は回報依賴者たることを其代理業者の義務となすの風習漸次發生するに至れり。此等の補助機關を仔細に利用することは其國輸出貿易に取りて切に望ましき事にして之によりて出來得る限り國際貿易に伴ふ危險を免るゝことを得べきなり。

八　興信事業に對する障害及危險

一定の對價を受けて信用程度に關する報告をなすは產業社界に取りて有用の事にして又明かに高等なる國民經濟的意味に於ける生產的經營なるにも拘らず實業社界に於ては尙此事業に對し正當なる理解を有せずして之に對し獨斷的批難を加ふるものあり。或は眞實なる信用通信の困難なるを思はず或は之に要する僅少の出費を惜みて取引先を通じて他人の信用を照會するの方法を採るものあり。其他實業家の內には過大の要求をなして其回報の正確を求め然も一度微細なる誤報あらんか忽ち之が興信所の不正又は狡猾に基づかざるやを疑ひ甚だ寬懷ならざるものありて如何に最上なる方法を以てするも尙且避くべからざる誤謬に對してすら興信所に對し財產上又は刑法上の責任を問はんとする者あり。斯の如きは興信所が其性質上信用保險會社に非ざることを忘却したるものなり、何んとなれば興信所の徵收する料金中には何等危險に對する保險料を含まず、唯、僅少なる手數料に過ぎざればなり。又如何に信賴すべき回報を得たりとするも、審問者は唯、之にのみ依賴し自ら詮索を怠るべきにあらざるなり。殊に審問者が其審問に際して只自己が信用を與へんとする人の氏名のみを記して、其與へんとする信用の性質及審問の目的を記載せざりし場合に於て特に然りとす。苟も大なる信用取引の場合に於ては其決定を爲すに至る迄には常に必ず種々の方面より報告を求めざるべからざるなり。

外國に於て興信制度に關し特に遺憾なる現象は他人の信用狀態を質問するが如きは其れ自體既に他人に對する侮辱的不信を示すものにして且他人の信用狀態は德義上之を隱蔽するの常なるに興信所は之を摘發するものなるが故に決して高潔なる事業に非ずとの觀念が尙廣く存在すること是なりとす。我國には幸に斯かる僞善的道德觀念の存在せるを見ず、然り而して今日の信用取引に伴ふ弊害を救濟せんとするには必ずや或程度の公表の必要なること特に贅言の要なし。

要するに眞面目、誠意及見識を有して經營せる大興信所は即ち此缺くべからざる公表の程度を代表するものなり而して此等の興信所は世人の信用と尊敬とに値すべきものにして唯、基礎の强固ならざる怪しげなる興信所に對して特に警戒の要あるのみ。

勿論此公表は十分の熟慮を伴はざるべからず、即ち第一興信所の報告は興信所依賴人共に之を始めに定めたる目的以外に使用すべからず。更に興信所は材料を提供したるものに對しては、之が爲めに迷惑を蒙らざる樣十分の保證を與へざるべからず。興信所は依賴人をして其報告を他人に告げざるべきことを約せしめ、若し依賴人の不注意よりして損害を生じたる時は之が賠償をなさしむるの罰則をも約すべし。而して此報告が濫用に陷らざるべき方法を能ふ限り講ずべきなり。多數の人々の信用を其掌中に預かれる興信所が此方法を適當に構ずることを得ずして秘密の嚴守を標榜する時は却て弊害を伴ふべし。彼の「シムメルプフェンヒ」興信所の行動の

如きは此點に於て正に一歩を進めたるものと云ふべく同興信所は回報を第三者に知らしむることを原則としては禁止せず、只之を爲さんとするものは興信所の認許證を求むることを必要とし、且將來に起るべき興信所の手數及費用を償ふ爲めに一定の手數料を納付せしむることを條件となせり。

次に大興信所に在りては其勢力甚だ大なるが故に其勢力の濫用に對しては別に法律上の規定の必要あり。然らば特に法律上注意を要すべき點如何。

九、興信所と立法

法律を以て先づ規定を要するは、職業として信用通信の事に從ふものは政府の免許を必要とすること是なり。此免許申請の義務に關する規定は千八百八十五年既に墺土利政府に依りて採用せられたる所にして且政府は定期に各興信所を檢閲し得ることゝせり。然れども此方法は何等特別なる効果を有せざるが如し。故に復墺土利に於ては興信所を設立せんとする營業者は千八百八十五年三月十八日の條例によりて當該營業を爲すに必要なる條件を具備し且之を爲すに十分なる一般的及商業上の素養を有する旨を監督官廳に申告せざる可からずとなせり。然れども斯かる規定は未だ以て事の眞相に觸れたるものと云ふ能はざるなり。

獨逸に於ては興信所は千九百年以來營業法第三十五條の規定の支配を受るとゝなりたるを以て從て此營業を爲すに不信用なるものと事實上思考せられたる者は之が經營を許可せられず。然れども興信所を利用せんとする實業家は自ら其利益を擁護するの途を知るを以て、斯かる規定の實益亦尠かるべし。次に獨逸刑法典第百八十六條及第百八十七條は興信所の受くべき刑法上の責任に關する規定をなせり。之に據れば他人を侮辱する表明、侮辱には非るも他人の信用を害する不確實なる事實を主張し又は流布したる時に刑罰を課せらるべし。又同法第百九十三條に據れば、正當なる利益擁護の爲めに他人を批難したる表明は、其表明の形式が侮辱なるに非ずして、其場合の事情よりして他人に對する侮辱となりたるものなる時は何等の責任なきものとなせり。尙興信所の私法上の權義に就ては通常其回報依頼人との約款に依りて定まるものとせり。然れども法律は興信所が特に正當なる利益の代表者としての性質に鑑み其責任を著しく制限したり。

我が法律には從來興信所に關し何等の規定なし只先年大阪に於て似而非興信業者の不正事件ありたるに鑑み將來發生することあるべき弊害豫防の爲め大阪府廳は府令を以て又兵庫縣廳は縣令を以て信用告知業取締規則なるものを發布し各々所轄警察署をして之が取締を勵行せしめ居るなり。これ畢竟興信事業の眞諦を誤解し其神聖なるべき事業の目的に添はざる所の似而非興信業者の玉石混在せるが爲めにして斯の如き有害無益の背信的行動を敢てする者に對する行政上の處置としては寔に當然の事たるべし（完）

服部教授の『國際經濟論』を評す

向井鹿松

近時出版界に表はるゝ書籍の種類は其數多くして、之を適當に分類すること困難なりと雖も、苟くも學術上の著作と稱して之を公にする以上は自己の研究を以て其中心とせざる可からざるや論なし。勿論之が研究のためには幾多大家の所說を參照引用するの必要ある可し。而も是等の參照引用たる只研究遂行の手段、方法たるに過ぎずして、其著述の中心は常に著者自身の研究にあるを其要とす可し。

外國語を以て記述せられたる著書の內容を其儘國語にて傳へ、或は之れに多少の說明を加へ若くは其梗概、一部を紹介せんとする場合にはそれぞれ飜譯、解說、又は抄譯と稱して其旨を